

公立大学法人宮崎公立大学契約事務規程

平成19年4月1日

規程第41号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大会計規程（以下「会計規程」という。）第32条第4項の規定に基づき、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱について必要な事項を定め、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 競争入札参加者の資格

(競争入札に参加させることができない者)

第2条 理事長は、売買、貸借、請負その他の契約について競争入札に付するときは、被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(競争入札に参加させないことができる者)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者については、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(競争入札参加者の資格)

第4条 競争入札に加わろうとする者の資格については、宮崎市が定めた要件を準用するものとする。

第3章 公告等及び競争

(一般競争入札の公告)

第5条 理事長は、一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも7日前までに掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は契約の性質上入札準備に支障がないと認められる場合は、その期間を短縮することができる。

(一般競争入札について公告する事項)

第6条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争入札及び開札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 無効入札に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

2 前項第2号に規定する競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を当該公告において明らかにしなければならない。

(入札保証金)

第7条 競争入札に付そうとするときは、その競争入札に加わろうとする者をして、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。

2 前項の入札保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その全部又は一部を免除することができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- (2) 第4条に規定する資格を有する者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき
- (3) 入札に参加しようとする者が、国（公社及び公団、独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）であるとき

3 前項の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げるものの提供をもって代えることができる。

- (1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権をいう。）及び地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第2条に規定する有価証券
- (2) 銀行又は会計責任者が認めるその他の金融機関等に対する定期預金債権
- (3) その他会計責任者が確実と認める担保

4 入札保証金には、利子を付けない。

(入札保証金の還付等)

第8条 落札者以外の入札者が納めた入札保証金は、落札者が決定した後に還付するものとする。

2 落札者が納めた入札保証金は、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の一部にこれを充当することができる。

(入札説明会)

第9条 入札公告、指名通知（以下「公告等」という。）及び入札説明書で示した契約の内容、入札条件等で書面に記載することが難しい事項、錯誤の生じるおそれのある事項等について、補足説明をする必要があると認める場合には、入札説明会を開催することができる。

(予定価格)

第10条 予定価格は、入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書及び設計書等によって定めるものとし、その予定価格を記載した予定価格書を封書にして封印し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

- 2 予定価格は、入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約においては、単価について予定価格を定めることができる。
- 3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮してこれを定めなければならない。
- 4 予定価格は、変更することができない。

(最低制限価格)

第11条 理事長は、契約の内容に適合した履行を確保するため必要があると認めるときは、予定価格の範囲内で最低制限価格を設けることができる。

- 2 最低制限価格を設けたときは、前条第1項の予定価格書に当該最低制限価格を併せて記載するものとする。

(入札の執行)

第12条 競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書を、競争入札参加資格者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）より提出させなければならない。

- (1) 調達件名
 - (2) 入札金額
 - (3) 競争入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
 - (4) 代理人が入札する場合は、競争入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- 2 代理人が入札しようとする場合には、入札前に委任状を提出させなければならない。

(開札)

第13条 公告等に示した競争執行の場所及び日時に、入札参加者等を立ち合わせて開札しなければならない。この場合において、入札参加者等が立ち会わないときは、入札事

務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(入札場の入退場の制限)

第14条 原則として、入札参加者等、入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前条に規定する立会い職員以外の者を、入札場に入場させてはならない。

2 入札開始以後においては、入札参加者等を入札場に入場させてはならない。

3 特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、いったん入場した者の退場を許してはならない。

(入札の取りやめ等)

第15条 入札参加者等が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが認められないときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格がない者のした入札

(2) 所定の日時まで、所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 入札書が所定の日時まで、所定の場所に到達しないもの

(4) 入札書の記載事項が確認できないもの若しくは入札書記載の金額を加除訂正したものの又は氏名に押印のないもの

(5) 一の入札に同一の入札者から二通以上の入札書が出されたもの

(6) 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第17条 開札をした場合において、入札参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合においては、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(再度入札の公告期間)

第18条 入札者がいない場合又は落札者がいない場合若しくは落札者が契約を締結しない場合において、再度入札に付そうとするときはその旨を公告しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の公告をする場合において準用する。

(せり売り)

第19条 動産等の売払いについて特に必要があると認めるときは、一般競争入札に準じ、せり売りに付することができる。

第4章 落札者の決定等

(落札者の決定)

第20条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者等にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならない契約)

第21条 会計規程第33条第2項に規定する支払の原因となる契約のうち別に定めるものとは、次の各号のいずれかに該当する工事又は製造その他についての請負の契約とする。

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みにかかる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

(3) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

(4) あらかじめ、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認められる場合において、最低制限価格を設けたとき

(総合評価落札方式)

第22条 会計規程第33条第3項に定める入札の方法（以下「総合評価落札方式」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価落札方式の競争に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

2 総合評価落札方式を行おうとする場合において、当該契約について公告又は指名通知をするときは、第6条第1項に規定する事項のほか、総合評価落札方式の方法による旨及び当該総合評価落札方式に係る落札者決定基準についても、公告又は通知をしなければならない。

第5章 指名競争

(指名競争に付することができる場合)

第23条 売買、貸借、請負その他の契約については、会計規程第32条第2項の規定により指名競争に付することができる。

(指名競争入札参加者の指名及び基準)

第24条 指名競争入札に付するときは、第4条に規定する資格を有する者のうちから、なるべく5人以上の入札者を指名しなければならない。

2 第4条に規定する資格を有する者のうちから指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ契約の履行がされないおそれがないと認められる者

- (2) 指名競争入札に付する契約の性質又は目的により、当該契約の履行について法令の規定により官公署等の許可又は認可等を必要とするものにあつては、当該許可又は認可等を受けている者
- (3) 特殊な工事等の契約を指名競争入札に付する場合において、その工事等の施工又は供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者
- (4) 指名競争入札に付する工事等の履行期限又は履行場所等の制約により、当該工事等に係る原材料、労務等を容易に調達できる者又は一定の地域にある者を対象とすることが契約上有利と認めるときは、当該調達をして施行することが可能な者又は当該地域にある者
- (5) 指名競争入札に付する工事等の性質により、特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者
(一般競争入札に関する規定の準用)

第25条 第5条から第18条及び第20条から第22条の規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第6章 随意契約

(予定価格書の省略)

第26条 第10条の規定は、随意契約の場合に準用する。ただし、次に掲げる場合は、予定価格書の作成を省略することができる。

- 2 法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるとき
- 3 予定価格が250万円未満の随意契約で、予定価格書の作成を省略しても支障がないと認められるとき。

(見積書の提出等)

第27条 随意契約によろうとするときは、契約の相手方に契約事項、その他見積りに必要な事項を示し、2人以上の者から見積書を提出させなければならない。ただし、次の各号に定める場合には、1人の者から見積書を提出させることができる。

- (1) 予定価格が10万円未満のもの
 - (2) 契約の目的又は性質等により相手方が特定される場合
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる場合は、見積書の徴取を省略することができる。
- (1) 新聞その他の定期刊行物及び例規集等の追録の購入
 - (2) 価格、送料等が表示されている書籍の購入
 - (3) 法令により、料金又は価格が定められているものについて契約をするとき
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的又は性質により社会通念上見積書を徴することが困難なもの

第7章 契約の締結

(契約書の記載事項)

第28条 会計規程第34条に規定する契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) 契約不適合責任契約に関する紛争の解決方法
- (7) その他必要な事項

2 前項の契約書は、当事者が各自1通を保有するものとする。

(契約書の省略)

第29条 会計規程第34条に規定する契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる契約をいう。

- (1) 物品の売渡しにおいて、買受人が直ちに代金を納入してその物件を引き取るとき。
- (2) 契約金額が80万円を超えない物品を買い入れ、売り渡し、又は修繕するとき。
- (3) 契約金額が130万円を超えない工事又は製造の請負の契約をするとき。
- (4) 前2号以外の契約で、契約金額が50万円を超えないとき。
- (5) せり売りに付するとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、随意契約について会計責任者が特に契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 前項各号の場合において、契約書の作成を省略する場合においても、契約の適正な履行を確保するために、請書を徴しなければならない。ただし、特に会計責任者が定めるものについては、見積書その他の書類をもってこれに代えることができる。

(契約保証金)

第30条 契約を締結する者には、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社等と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (5) 国（公社及び公団、独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を

含む。)と契約を締結するとき。

(6) 契約金額が次の各号に掲げる契約の種類に応じそれぞれ当該各号に定める額以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 工事又は製造の請負 130万円

ロ 財産の買入れ 80万円

ハ 物件の借入れ 40万円

ニ 財産の売払い 30万円

ホ 物件の貸付け 30万円

ヘ 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(7) 委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(8) 特定の者でなければその目的を達成することが困難であると認められる契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(9) 契約の目的又は性質からみて契約保証金を納めさせる必要がないと認められ、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(10) 前各号に定めるもののほか、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、理事長が特に契約の相手方がその契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるとき。

2 第7条第3項、第4項の規定は、契約保証金の場合について準用する。

(契約保証金の処理)

第31条 契約保証金は、これを納付したものが契約上の義務を履行しないときは、法人に帰属させるものとし、その旨を契約書等により約定しなければならない。

2 契約保証金は契約の相手方が契約を履行した後に返還するものとする。

(長期継続契約)

第32条 会計責任者は、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

第8章 監督及び検査

(監督員の職務)

第33条 会計責任者等は、会計規程第35条第1項の規定による監督が必要な場合は、監督する者(以下「監督員」という。)を指定するものとする。

2 監督員は、必要があるときは、工事、製造その他の請負契約に係る仕様書及び設計図に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成するとともに、契約

の相手方が作成した書類を審査しなければならない。

3 監督員は、必要があるときは、工事、製造その他の請負契約の履行に立ち会って、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

4 監督員は、監督の実施状況について、会計責任者に報告をしなければならない。

(検査員の職務)

第34条 会計責任者等は、会計規程第35条第2項の規定による検査を行う者（以下「検査員」という。）を指定するものとする。

2 検査員は、請負契約についての給付の完了の確認（部分払の請求があった場合の既存部分の確認を含む。）について、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、実地に検査を行わなければならない。

3 前項の検査は、監督員及び契約の相手方又はその代理人の立会いを求めて行わなければならない。

4 検査員は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

5 検査員は、前3項の規定による検査を行う場合において必要があるときは、破壊若しくは分解検査又は使用材料の試験、検査等を行うことができる。

6 検査員は、検査の結果、手直し等をさせる必要があると認めたときは、相手方に適正な履行を求めなければならない。

(検査の時期)

第35条 検査は、相手方から給付を終了した旨の通知を受領後すみやかに実施しなければならない。

(検査調書の作成)

第36条 検査員は、検査を完了した場合は、検査調書を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約金額が50万円以下のもの又は物品に係るものについては、納品書等の表面余白に検査済の旨並びに年月日を記載し、これに押印して、検査調書の作成に代えることができる。

(監督及び検査の委託)

第37条 監督及び検査は、必要があるときは、法人の職員以外の者に委託して行わせることができる。

2 前項において、監督や検査を委託した場合には、特別の必要がある場合を除き、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

(兼職の禁止)

第38条 検査員及び前条の規定により検査を委託された者は、特別の必要がある場合を除き、監督員及び前条の規定により監督を委託された者の職務と兼ねることができない。

第9章 代価の収納及び支払

(代価の収納)

第39条 資産を売却し、貸付又は使用させようとする場合（職員宿舎の貸付を除く。）において徴収すべき代価があるときは、当該資産の引き渡し、移転の登記若しくは登録の前、又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただしやむを得ない事情があるときは、相当の期間を定め分割して納入させることを約定することができる。

2 契約の性質上前項の規定により難いときは、その代価を後納させることを約定することができる。

(代価の支払)

第40条 契約に係る代価の支払は、原則として検査を完了し、契約の適正な履行及び完了を確認した後に契約の相手方から適正な請求書を受領した日の翌月末までに支払うものとする。ただし、契約の性質上翌月末までに代価を支払うことが不相当と認められるときは、別に支払期間を約定することができる。

2 契約により、請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合は、給付の完了前に代価の一部を支払うことができる。

第10章 雑則

(準用規定)

第41条 法人における契約に関し、この規程に定めのない事項については、宮崎市の例を準用するものとする。

(雑則)

第42条 この規程のほか、契約の事務に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。